誓約書兼同意書

令和　　年　　月　　日

三股町長　殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　 ㊞

(※個人の場合　生年月日 昭和･平成　　年　　月　　日)

本申請書兼実績報告書の記載内容は真正であり、かつ、協力支援金の交付を受けるものとして、以下１から7のいずれの要件も満たしていることを誓約するとともに、8から10の事項について同意します。

なお、申請書類に記載の事項について、三股町からの調査や報告の依頼があった場合には真摯に協力し、虚偽の申請等により協力支援金の支給要件を満たさないことが判明し、三股町から協力支援金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。

1. 三股町内に接待を伴う飲食店又はその他飲食店を有する法人又は個人事業者であること。

2. 令和2年７月30日以前に接待を伴う飲食店又はその他飲食店の運営を実店舗で開始したことが確認できる者であること。

3. 県連携支援型の協力支援金の交付を申請する者については、令和2年７月30日の新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県の要請に応じ、令和2年8月3日から同年8月16日までの間、休業した者、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮した者、又は午後8時以降はテイクアウトサービスなど施設内での飲食を伴わない営業に切り替えた者、かつ酒類の提供を午後７時までとした者であること。

4. 町独自支援型の協力支援金の交付を申請する者については、令和2年8月3日の町の協力依頼に応じ、令和2年8月7日から同年2年8月16日までの間、休業した者、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮した者、又は午後8時以降はテイクアウトサービス等店舗内若しくは敷地内での飲食を伴わない営業に切り替えた者、かつ酒類の提供を午後７時までとした者であること。

5. 以下のいずれかに当てはまる者でないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(4) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(7) 法人の役員等が上記(1)から(6)のいずれかに該当する者

6. 休業要請等の対象となった施設を運営するために必要な許可の取得・届出を行っていること。

7. 県連携支援型の協力支援金については、重複して申請を行っていないこと。

8. 県が、休業要請協力金の受給資格の有無の確認にあたり、県及び市町村が保有する公簿等を確認すること。

9. 各関係団体が作成した業種別ガイドライン又は県が作成したガイドラインの遵守を誓約し、左記誓約について事業者名

等を公表すること。

10. 県連携支援型の感染防止対策支援金については、感染防止対策を推進するための費用に充当すること。

注) 本書面記載の個人情報は、三股町個人情報保護条例(平成26年3月31日条例第1号)に基づき取り扱うものとします。